

平成 29 年

厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会会議録

平成29年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会会議録

平成29年8月28日（月）午前10時開会

出席議員 13人

1番	松	田	則	康
2番	石	井	芳	隆
3番	高	田		浩
4番	川	口		仁
5番	栗	山	香代	子
6番	松	本	樹	影
7番	望	月	真	実
8番	小	島	総一	郎
9番	小	倉	英	嗣
10番	佐	藤		茂
11番	佐	藤	り	え
12番	岩	澤	敏	雄
13番	細	野	洋	一

欠席議員 なし

説明のための出席者

管 副 副 会 会 事 事	管 管 管 計 計 務	理 理 理 管 理 課 局 次	者 者 者 者 長 長 長	小 小 大 大 大 吉 川 庄	林 野 澤 矢 島 塚 崎 田 司	常 明 宏 民 直 富 雅	良 豊 夫 美 雄 幸 夫 一
---------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---	---------------------------------	--------------------------------------

事務局出席者

書 書	記 記	岸 小 瀬	田 村	裕 伸	一 一
--------	--------	-------------	--------	--------	--------

議 事 日 程

- 1 議長の選挙
- 2 議席の指定
- 3 会期の決定
- 4 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 5 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	石 井 芳 隆	(1) ごみ中間処理施設について ア 環境影響予測評価実施計画書に対する県知事からの 審査意見書について (ア) 審査意見書をどのように捉えているか。 イ 施設建設に向けた取り組みについて (ア) 進捗状況は。	6

- 6 報告第1号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費繰越計算書について
- 7 議案第3号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について
- 8 議案第4号 監査委員の選任について
- 9 議員派遣について

議 長 諸 報 告

- 4月4日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 4月25日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（3月分）
- 5月1日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 5月11日 議会運営委員会委員の選任について、清川村選出議員の岩澤敏雄議員を指名した。
- 5月29日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（4月分）
- 6月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（5月分）
- 7月12日 釘丸久子議員、石井芳隆議員、高田浩議員、寺岡まゆみ議員、高橋豊議員、田口孝男議員から組合議会議員辞職願が提出され、7月31日付けで許可した。
- 7月13日 沼田幸一議員から組合議会議員辞職願が提出され、7月31日付けで許可した。
- 7月14日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 7月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（6月分）
- 8月1日 平成29年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 8月8日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 同 日 議会運営委員会委員の選任について、厚木市選出議員の石井芳隆議員、高田浩議

員、栗山香代子議員、松本樹影議員を指名した。

8月9日 議会運営委員会委員長から、平成29年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会の運営について、答申があった。

8月14日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成29年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会招集通知があった。

同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成29年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会提出議案の送付があった。

報告第1号 1件

議案第3号 1件

8月15日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。

同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。

8月22日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成29年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会追加提出議案の送付があった。

議案第4号 1件

本日の付議事件

1

〈 議事日程に同じ

3

日程
追加 副議長辞職の件

日程
追加 副議長の選挙

4

〈 議事日程に同じ

9

○小島総一郎副議長 皆さん、おはようございます。早朝よりご苦労さまでございます。副議長の小島でございます。議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、暫時、私が議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから平成29年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上、厚木市議会選出議員及び清川村議会選出議員については仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○小島総一郎副議長 日程1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって副議長が指名することに決定いたしました。

議長に松田則康議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました松田則康議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました松田則康議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました松田則康議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、新議長からご挨拶があります。

○松田則康新議長 ただいま皆様方のご推挙により議長に就任させていただきました松田則康と申します。大変な重責だと認識しております。

平成16年4月よりこの組合議会が設立をされ、厚木市、愛川町、清川村で、いわゆるごみの中間処理施設を初め共同処理をしていこうということで始まったわけでございますけれども、さまざまな課題を抱えながらも、ここまで解決をしましてまいりました。いよいよ煮詰まってまいったところでございますので、ぜひ皆様方から活発なご意見をいただきながら、スムーズな運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力を心からお願い申し上げます。就任に当たってのご挨拶にさせていただきます。

ありがとうございました。

○小島総一郎副議長 以上で私の議長としての務めが終わりましたので、新議長と交代いたします。

それでは松田則康議長、議長席にお着きください。

(松田議長、議長席に着く)

○松田則康議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

○松田則康議長 日程2「議席の指定」を行います。

厚木市議会及び清川村議会から選挙により新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により議長が指定いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

○岸田裕一書記 朗読いたします。

1番	松田則康議員
2番	石井芳隆議員
3番	高田 浩議員
4番	川口 仁議員
5番	栗山香代子議員
6番	松本樹影議員
7番	望月真実議員
12番	岩澤敏雄議員

13番 細野洋一議員

以上であります。

○松田則康議長 ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。氏名標をお立て願います。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。松本樹影議員、望月真実議員にお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

○松田則康議長 日程3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

(小島総一郎副議長退席)

午前10時06分 開議

○松田則康議長 再開いたします。

ただいま小島総一郎副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○松田則康議長 「副議長辞職の件」を議題といたします。

まず、その辞職願を書記に朗読させます。

○岸田裕一書記 朗読いたします。

「 辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年8月28日

厚木愛甲環境施設組合議会副議長

小島総一郎^印

厚木愛甲環境施設組合議会議長殿

以上です。

○松田則康議長 お諮りいたします。小島総一郎副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって小島総一郎副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

(小島総一郎議員復席)

○松田則康議長 お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○松田則康議長 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。

副議長に細野洋一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました細野洋一議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました細野洋一議員が副議長に当選

されました。

ただいま当選されました細野洋一議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、新副議長からご挨拶があります。

○細野洋一新副議長 皆様、おはようございます。ただいま皆様方のご推挙によりまして、副議長の大役を務めさせていただくことになりました清川村の細野でございます。

私は組合議会は初めてのことでございまして、副議長という重責を担うことになり、身が引き締まる思いがしてございます。もとより浅学非才の身でございます。皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、全力で職務に当たらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、厚木愛甲環境施設組合におきましては、地元のご理解、ご協力をいただきながら、ごみ中間処理施設の整備に向けて鋭意ご努力をされて取り組んでいらっしゃるということで、事務局のほうからもご説明をいただいたところでございます。今そういったことで、大変重要な時期に差しかかっているのではないかと認識いたしましたところでございます。今後、この組合の発展、そしてまた、先ほど就任されました松田議長の補佐役として、議会の円滑な運営に、微力ではございますが、努めさせていただきたいと存じます。改めましてご協力をお願い申し上げ、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松田則康議長 前副議長からご挨拶があります。

○小島総一郎前副議長 議長の許可をいただきましたので、副議長退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

副議長在任中は、皆様方の温かいご協力とご支援をいただき、まことにありがとうございました。1年間という短い期間ではありましたが、議長の補佐役として、精いっぱい努めさせていただきました。皆様には心より御礼を申し上げますとともに、今後ともご指

導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○松田則康議長 日程4「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付してありますとおり調査を願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○松田則康議長 日程5「一般質問」を行います。

通告に従い質問を許します。石井芳隆議員。

○2番 石井芳隆議員 皆さん、おはようございます。厚木市の石井芳隆でございます。通告に従って質問をさせていただきますので、理事者の方、よろしくお伺いしたいと思います。

先ほど、議長、そして副議長からもお話がありましたように、今、新ごみ中間処理施設建設に向けて、大変重要な時期に差しかかっているところだと、私どもも認識しているところでもございます。そういった中で、平成28年7月に環境影響予測評価手続が開始されました。そして縦覧が行われて、平成28年11月1日付で、神奈川県知事宛てに、環境影響予測評価実施計画書が提出されております。

そういった中で、ことし4月6日に神奈川県知事より審査意見書が送付されております。その送付された内容等について、組合としてどのように捉えているのかをお伺いしたいと思います。

次に、施設建設に向けた取り組みについてであります。この新ごみ中間処理施設整備基本計画が平成28年3月に出されております。平成26年2月に――9月ですか、予定地の敷地面積の拡張の要請が厚木市に依頼があり、平成27年9月に拡張の回答が厚木市から

ございました。そして同年11月に、この組合の中に検討委員会が設置されており、その検討委員会から基本計画の素案が出されて、平成28年1月にパブリックコメントが実施され、そして3月に基本計画が策定され、発表されたという経緯になっております。その基本計画に基づいた新ごみ中間処理施設建設に向けた進捗状況についてお伺いしたいと思います。

この進捗状況も、後ほど再質問の中でまた細かく聞かせていただきたいと思っておりますが、現在の状況についてお聞かせいただくことをお願いし、登壇の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○小林常良管理者 ただいま石井芳隆議員から、ごみ中間処理施設について、環境影響予測評価実施計画書に対する県知事からの審査意見書について、審査意見書をどのように捉えているかとお尋ねでございしますが、県知事から送付を受けた審査意見書において、住民意見の集約や、現施設の更新による環境負荷の低減効果を明確にすることなどが求められております。これらの審査意見を尊重し、今後作成する予測評価書案に適切に対応してまいります。

次に、施設建設に向けた取り組みについて、進捗状況はとのお尋ねでございしますが、現在、ごみ中間処理施設整備基本計画のスケジュールのとおり、環境影響評価の現地調査を実施しているほか、都市計画手続に係る関係機関協議などを行っており、事業については順調に進んでいるものと考えております。

私からは以上でございします。

○2番 石井芳隆議員 ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

この4月10日、6日付で県知事からの審査意見書というものが出されております。その中で、具体的な内容でちょっとお伺いしたいと思います。

まず、意見の中で、総括事項というのがございます。総括事項の中の最後のほうに、関

係する市の市長から、大気質について意見が示されたということが書かれております。意見が出されて、それによって、予測評価書案をどのように作成されていくのか。そして、適切な対応をとられるということでもありますけれども、関係された市の市長からどういう意見だったのか。ここには具体的に書いてありません。その内容がわかれば、教えていただきたいと思っております。

○川田富夫事務局長 関係市といいますと、海老名市からご意見をいただいております。海老名市側で、今回の環境アセスにかかわって幾つか、大気汚染物質の測定を行う調査箇所を新たに設置していただけないかというようなご意見と、もう1つ、冬場に煙突から水蒸気が白く見える、そういったものは何らかの対策をしていただけないかというご要望がご意見としてございました。

○2番 石井芳隆議員 海老名市の市長からということで今2つお話がございましたけれども、今現在、大気汚染の調査箇所が海老名市には入っていない、だから海老名市に設けてくださいということだろうと思うのですが、これは実際に今後、海老名市のほうから言われた内容について調査を予定しているのでしょうか。

○川田富夫事務局長 海老名市側には調査箇所がございしますが、さらにふやしていただきたいというふうなご要望でしたが、今回、実施計画書のほうの変更は特に行いませんので、基本として既存に海老名市側でも調査しておりますので、そういったデータを活用していくというふうなことでご説明させていただきます。

○2番 石井芳隆議員 私もちよっと内容がよくわからなくて、実際やっておられる場所の測定箇所、地図があったのですが、今ちょっと見えないのでわかりませんけれども、増設はしないよ、既存の施設で対応していくというお話ですけれども、それは海老名市側のほうは了解されるのでしょうか。県のほうもそれは了解されるということなんでしょうか。

○川田富夫事務局長 ただいまの海老名市側のご意見については、神奈川県環境影響評価審査会のほうでお話もございました。その中で一応そういうふうなご意見が出ているということはお話としてありましたが、基本的に神奈川県が定めている技術指針にのっとって調査箇所等定めておりますので、先ほど申し上げましたように、既存のデータを活用するという方法で行っていただくということを、その審査会の中でご説明させていただきました。また、海老名市の担当のほうにもそういった旨はご説明させていただいております。

○2番 石井芳隆議員 そうすると、審査会のほうでは一応報告された、海老名市側もそれは納得されたということですのでよろしいのですか。どうでしょう。

○川田富夫事務局長 担当者にも説明しまして、ご理解いただいております。

○2番 石井芳隆議員 わかりました。

続いて、冬場に排ガスが蒸気になって白く見えて、いつもガスがどんどん出ているのが気になるというお話だろうと思うのです。その対応について何とかしてくださいというお話ですけれども、このことは、これから考えていられるよそのところとか、実際に既存の施設を運用されているところでも、そういうことの対応を考えていかなければいけないのかなというような話がいろいろ出ておりますが、これについての対応は、実際に今の技術でできるのでしょうか。

○川田富夫事務局長 冬場に気温が下がっておりますので、蒸気が出ると白く煙のように見えるということが事例でもございます。現在の技術をもってすると、そういった蒸気を消すような装置というものは可能でございますが、実際、発電効率が悪くなったり、温室効果ガスもふえてしまう、そういうふうな装置をつけることによってマイナス面があるということを聞いております。そういったことで、環境省のほうで出しているマニュアルにも沿わないということで、そういうものの設置は余りよろしくないという見解が示されて

おります。また、近隣の海老名市でつくってられる高座清掃施設組合につきましてもそういった装置はつけていませんし、ほかのところでも設置されているという状況ではございませんので、このことについても海老名市のほうにご説明させていただいて、つけない方向で進めていくという考えを示しております。

○2番 石井芳隆議員 確かに燃焼温度を下げる、それから、出している排ガスの除却をいろいろやっていくと、温度が低くなると非常に難しいという技術的なものがあると思うのです。そういった中で、マイナスの面が大きいので、いろいろな対応はできるけれども後々大変だということと、実際に経済効果的にも非常に難しいという話もございました。

そういった中で、これは多分であります。が、市民の方から相当そういうお話が、厚木市でも現在も出ています。あれは排ガスがいっぱい出ているのではないかということをよく言われるのですが、冬場になると特に多くなる。これを我々が知る範囲の形で、住民の方とかお話をいただいた方にはちゃんと、こういう水蒸気なんだよという話を理解してもらおうようにしているのですけれども、今後、周知というのでしょうか、市民の方等々にその辺のアピールをしていかなければいけない部分もあろうかと思うのですが、その辺については今後、折に触れてやっていただけるかどうか。やっていかなければいけないと思うのです。その辺はいかがですか。

○川田富夫事務局長 こういった市民の目に直接触れるようなものにつきましては、組合としても積極的に、そういったものがどういったものかということは、これからお話を進めていきたいと思っております。ことしの6月には、近隣の方や海老名市の方、座間市の近隣の方も含めまして事業報告会をして、今組合のやっている内容についてお話も進めておりますし、また、組合のほうで地元への回覧ということで、組合だよりというものも定期的に出して、皆さんにいろいろな情報提供を進めております。

また、今回、この9月には、専門家を招きまして講演会を開きまして、環境の対策、また環境基準について、広く地元の方にご理解いただこうかということで開催する予定でございます。

○2番 石井芳隆議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、今度は個別事項の事業内容のウのところでありませうけれども、計画施設の稼働後も、現施設——厚木市のごみ中間処理施設、今の環境センターですが——の一部を車両基地等として一体的に活用することを検討しているということであるけれども、いろいろ生活環境面に与える影響の変化が考えられることから、その影響に係る環境配慮を検討し、今の環境センターの施設及びその跡地の利用方法を明らかにしなさい、そして住民にそれを周知してくださいよということをお願ひしております。この辺についてどのように考えておられるのか、お願ひしたいと思ひます。

○川田富夫事務局長 このお話につきましては、組合で今取り組んでいる新ごみ中間処理施設を建てた後、既存の環境センターをどういうふうにご利用していくかということをお願ひの皆さんに明らかにしていただくというような内容でございますが、基本的にそういった情報提供につきましては、これは利用施設としては厚木市の施設でございますので、厚木市が今後活用される内容について説明されていくということですが、そういった情報提供というのは、組合も一緒に努めていきたいと考えております。

○2番 石井芳隆議員 これはまだ今の所有者、厚木市との話し合いもこれから必要になってくると思ひますけれども、平成37年にはオープンをしなければいけない。時間的にもそんなにないわけですから、厚木市のほうとしても、これは十分一緒になって考えていただくことをお願ひしておきたいと思ひます。

次に、エの項目でありますけれども、緑地の問題、それから煙突の問題ということで、要するに、多様な住民の意見を集約するよう

にとひいうこと、そして設定をする場をちゃんと決めなさいよと書いております。この辺については、今一生懸命いろいろな基本計画の中でも考えておられますし、今度、本体の建設の設計に向けての中でもいろいろ検討されていると思ひますが、この地域住民の意見を集約という部分、これをどのような手法でいつごろまでに、要するに、設計が終わる前にやらないといけないと思ひますが、その辺の具体的な時期はもうお持ちでしょうか。

○川田富夫事務局長 この審査意見書の中で、緑地とか煙突というものにつきましては、住民の方に説明しながら、また、ご意見を聞きながら進めていくというような内容で意見をいただいております。これまで金田地区というか、地元の自治会等でご相談した中では、そういった施設については、緑地については環境センター周辺整備を考える会ということで設置していただきました。また、煙突の高さについては、環境保全委員会という中に建設対策部会という組織がございますということで、そちらのほうで煙突の高さについていろいろ意見を聞いていただきたいというようなお話でございましたので、既に緑地につきましては3回ほど行っておりますし、煙突についても1回行っております。今年度、月に1回ぐらいのペースでそういったいろいろな意見をいただくようなことをしながら、設計とか検討材料を用意しまして進めていきたいと考えております。

○2番 石井芳隆議員 わかりました。これは知事のほうから出た部分ですから、これに対して積極的にやっただけということにして、確認をさせてもらったということにしておきたいと思ひます。

続いて、新ごみ中間処理施設の建設に向けた進捗状況についてでありますけれども、平成28年3月に基本計画書が提出されて、今、基本設計に向け進んでいると思ひますけれども、この計画書の策定をするに当たって、ごみ中間処理施設整備検討委員会の会議が何回も開かれております。その中で、技術的なこと、それから地域の環境等について、さま

ざまな議論がそれぞれの会合の中であったと思います。

まず1つは、施設の建設に向けて大きな柱になります、平成26年9月の第4回会議の中で、排ガスの自主規制の設定についてということで検討がされております。ちょっと内容を読み上げさせてもらいますと、提出された一覧によりますと、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、総水銀、一酸化炭素については、目標値と自主規制は同じ値で出ております。そのほか窒素酸化物とダイオキシンについては、これから目標値と自主規制をつくっていくという中で、自主規制が違っております。窒素酸化物は目標値30ppmに対して自主規制値は50ppmです。ダイオキシン類については目標値0.01に対して自主規制は0.05と、数値的には大きくなっているということは、後退しているというふうに見ることもできます。

その規制値の設定について、この検討委員会の中で3つの根拠を出されているのですね。1つとして、施設の安定した運転を重視したということ。2つとして、過剰、過大な建設費や運営費の抑制をしていくということ。3つとして、近隣施設の自主規制値を参考にしたということで、この自主規制の数値が出されております。しかしながら、近隣ということの中で、窒素酸化物については、相模原市の南清掃工場は30ppm以下ということで設定されておりますし、ダイオキシン類については、川崎市にあります王禅寺の処理センターは0.01以下ということで自主規制を設定し、今運用がされております。

こういうことを考えていきますと、私なんかも専門家ではないのでわかりませんが、具体的に3つの報告の中と地域の近くのところを見ていきますと、最初から無理だということを前提にしているのではないかと、この辺について、どういう考えをお持ちで会議の中で進められたのかということが1つ。

それから、今言った2つの施設は、その導入をするために、いろいろな調査も、それか

ら技術的なものも確認しながら実際に運用されていると思うのですが、その辺の調査とか状況を調査されていると思うのですが、どういう形で今回それを取り上げることができなくなったのかということ。

それから、議事録を見ますと、この検討委員会の委員の方からは何も意見が出ていない。異議なしということで数値の認定をしているようだけれども、検討委員会で議論はされなかったということでよろしいのでしょうか。その辺について、これを策定されるときにどういうふうやってこられたのか、簡単に結構ですので、お聞かせ願いたいと思います。

○川田富夫事務局長 平成26年当時、基本計画を定めるに当たって、いろいろな自主規制値の検討を行ったとのことですが、先ほどお話しいただいた数値については、法規制値がまず前提にございまして、その中で自主規制値ということで、幾つか大気汚染防止法に基づく物質について定めております。先ほど近隣のものと比較したということで、若干そこに違いがあるというふうなお話をいただいておりますが、この自主規制値を定めるに当たっては、基本的に、環境上にある物質等も含めて、このぐらいの数値で十分大丈夫だということで設定しております。また、プラントメーカーとか、そういったところの施設の状況も踏まえて、このぐらいの数値でいこうというふうなことに決定したということですので。そのときに意見がなかったのかという中でいけば、当然専門家もいらっしゃいますので、内容についてはそういった方にいろいろご相談させていただいた中で決定しているというふうに考えております。

そういった中で今回、県の県知事からの意見の中でも、自主規制値について定めていないものもまだございますので、そういったものについても検討するようというふうなことで、その検討経過を明らかにしていくというふうなことを言われておりますので、今定めております基本計画の自主規制値について、一般的な基本計画の段階ですので定めた

というふうな部分もございますので、今、組合のほうの検討委員会の中にある専門部会で、さらに厳しい数値にできないかといったものを検討しております。また、定められていない部分について、どうして定めていないのかというふうな部分で、さらに厳しい数値を設定することが必要かどうか、そういったことも検討しております。

今ちょうどその最中でございますので、結論としては、まだ具体的にはっきりしたところではございませんが、一応今の自主規制値は、さらに技術的に少し高い数値を目指して進めていこうというふうな姿勢で取り組んでおります。

○2番 石井芳隆議員 これはいろいろ専門家の方たちが検討された中での話でしょうけれども、ただ、こういう数値等、ほかでもやっているよというのがあった場合に、これをホームページでも公開されているわけですね。そういったときに見られると、やはり同じような感覚を持たれるというふうに思います。今事務局長が言われたように、専門部会の中でさらに厳しく数値が規制できるようであれば、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思ひますし、大きな流れになっていければいいかなというふうに思っています。

次に、県知事からの意見書にも記述されている内容でありますけれども、煙突について少しお話をさせていただきます。前にもお話をさせていただきました。今回また煙突のことでお話をさせてもらいますけれども、平成26年6月の第3回会議で、煙突の高さを何メートルにするのだというようなことで検討されて、そのときに、アセスの評価に対し何メートルで臨むのか、それから地元住民との協議においてどのようなデータを参考にするのかということが課題として提案されました。

計画の段階では、現稼働中の施設、要するに、厚木市の環境センターの施設と同じ59メートルにしていくということで、第3回会議の中に数値として出されております。ただ、排ガスの拡散調査をしていくので、調査後、不十分だとしたら煙突を高くするという案も

ここを出されております。

しかし、また一方で、近年稼働した施設の状況を見ますと、景観を優先させ、シンボリックな煙突の高さを最小限に抑える傾向が見られることも記載されておりますし、お話しもされております。排出ガスの処理技術が年々進歩しているにもかかわらず、高くすればいいといったような考え方に、私は何か固執されているのではないかとこのように思います。その辺についても、ご意見があればお伺ひしたいというふうに思います。

続いて、今度は平成26年9月の第4回会議の中でもまた煙突の計画が出されております。これには、煙突を59メートルで計画すると、昼間障害標識及び航空障害灯の設置が不要であるということから59メートルにしたいというようにとられる文章もあります。それともう1つは、金田の委員の方から、金田地区、要するに地元と協議することもなく59メートルとする提案である、この考え方について説明を求めたいというような発言も出ております。

それから、平成27年9月の第5回会議においても、煙突の高さ、景観も大事だが、高いほうがより大きな排ガスの拡散効果が期待できるという説明がありました。理屈はわかります、高ければどんどん遠くへ拡散していくわけですから。でも、地元ですと、そういう考えだけがいいですよという考えではないということ。これはもう再三、前々からお話をさせてもらっているとおりであります。地元の意見の中で、煙突そのもの、これがごみの焼却施設であると、明らかな形で見えるわけですね。この地域がそもそもそういうことで見られていくということも、地元としては非常に、はい、そうですかというわけにはいかないよねという意見も多く出ているということも事実であるということも認識していかなければいけないというふうに思います。

それから、この煙突については毎回毎回、高さについての話が出ておりますけれども、第5回会議のときにも、基本計画の段階から59メートルで進めて、アセスの結果や実施計

画を進める中で高さを検証していくという考えでいいんじゃないのという発言がされております。これもやはり高くする、基本的に高くするんだよ、違う方法は考えていないということが、ここでも出ているというふうに私は思います。

平成27年11月の第6回会議でもまた出ておりました、そのときには基本計画の最終検討が行われまして、煙突の高さは、最近のごみ処理施設は公害を出すような排ガスは出ていないので、詳細はシミュレーション等を行い、最終的な判断をしていくという発言がこの回で出されて、一応結論みたいな形でここに出されております。

でも、これは今、技術がどんどん進歩しています。私、何回も言っているように、外に出なくても排出するガスの処理を見えないところでやっていけば、実際に煙突は必要ですけども、外に見えない、処理の性能が上がっているということであれば、基準値よりも低く自主規制と同じような感じであれば、拡散もそんなに必要であるのかなということを考えていきますと、やはり高さという部分、景観も、地元の意見として考えなければいけないのかなというふうに思っております。

ある人たちは、どんどん高くして100メートル以上にしてくださいよと言う方もいらっしゃいます。というのは海老名市に向けて、今の59メートルぐらいでいくとちょうど行くのではないかと、海老名市のほうからもちょっと言われました。それは実際にはわかりませんが、そういう周りからの話もあります。そういう見える形でいろいろなことを言われる方も、いっぱいいらっしゃいます。そういった中で、今の新しい技術の進捗というのは、進歩が非常に著しいものがあると思うのですね。

先ほども言いましたけれども、今、いろいろなところで、排ガスの関係で煙突の高さを低くしよう、そういうことをやっていこうというところが出ています。1つだけ、フランスのパリの郊外にあります物すごく大きいごみ焼却場、イッシー・レ・ムリノーというご

み焼却場でありますけれども、これは住民との協議で煙突を地下へ下げていっているわけです。処理施設も地下にあるという形でやっておりまして、要するに、景観をよくしていく。周りの人がそういうふうに思わないで、一緒になって住んでいける場所にしようよということから、地域の方たちの意見を取り入れて、実際に今運営をされております。私も前に議会で、昔ですけども——昔でもないですが、環境施設について、ヨーロッパに視察に行かせていただきました。そのときにもそういう考えが前からあって、そういうことをやっていくという流れがあったと記憶しております。

実際にやろうとすると非常に高額な費用がかかる可能性もあるわけですね。とにかく今からいろいろなシミュレーションをやったり、どんどんやっていながら考えていくことでもありますけれども、いや、高くすればいいではないかという感覚、これはどうかなというふうに思うのですね。その辺について、要するに、理事者側といいましょうか、皆さんたちはどのように考えて、これから設計の段階でもどういうふうにされていくのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○川田富夫事務局長 新しい施設の煙突の高さが59メートルということでございますが、この施設を59メートルに決定した組合側の考えとしましては、最新のごみ処理技術を採用した高性能なプラントに一新されるということ。また、現施設の規模が327トンから273トンに縮小され排ガス量も減る。また、敷地の効率的な利用と、建物と一体的に建設ができるというものが59メートルの高さであれば可能。あとそういった面で景観的な部分、そういったものを総合的に見まして、今回59メートルというふうなことで設定させていただいております。

また、検討委員会の中でも、決して高くするという前提で59メートルにしたというわけではございません。煙突の高さの状況については、近隣の状況もありますし、また、立つ

ている周辺の環境も大分影響するというふうなことも聞いております。そういったことで、煙突から出ているものが非常に危険というようなことで考えている住民の方もいらっしゃると思いますので、もう環境基準上、そういったものは到底そんなひどいものではない、環境基準の中に十分おさまっているというようなことを理解していただくということも今後必要かと思っておりますので、9月にはこういった環境基準についての講演会もやっていきたいと思っております。

そういうふうなことで、基本的には今の技術をもってすれば、59メートルで十分対応できる施設になっております。ですので、あとどれだけ地元の方のご理解をいただけるかということで、いろいろな形で説明のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○2番 石井芳隆議員 設置する側と、いろいろ乖離はあると思います。それから、思いの違いもあるというふうに思うので、その辺については住民に対してよりわかりやすくしていただくのですけれども、59メートルでも高いんだよと。技術的に進歩して、かさ下げ、要するに、地下のほうに煙突の土台を下げることによって、高さを低く抑えることはできるわけですね。建屋と同じような高さにもできるわけですね。そういう技術的なことも可能なわけですから、その辺についても今後検討していただこうというふうなお願いをしたいというふうに思っております。

こういうことをやることによって、全国的に誇れるような施設、それから、みんながこうやってできるんだよねということが実証できるのではないかなと。そうすると、ここの厚木愛甲環境施設組合が実施しているごみ中間処理施設というのはすばらしいものだというような形で、全国から、要するにシンボリックなものになっていくのではないかなというふうに思うのです。

その辺について、お金の問題もあります。これは国の交付金がいいろいろ出てくるでしょうけれども、その辺についても国と検討を一緒にしてもらおうとか、要請をするというふう

なことを今後も考えて、何か方策がないのかということもやるべきだろうというふうに思います。その辺についても今後考えていただきたいと思っております。

次に、あと6分しかありませんから、高効率のごみ発電施設についてでありますけれども、今回、施設の中の特別高圧の電気を売電していくという形で計画され、その流れが今出ておりますけれども、この費用負担についてお伺いしたいのです。というのは、施設の建設費用試算の中にちょっと載っていない部分になるかなというふうに思うのでお伺いしたいのです。

特別高圧の鉄塔の権利は、多分東京電力になるのでしょうか。そこからまた今度は室内、要するに建屋、いろいろな施設に機械、温度を調整するための施設に必要なもの、これの引きとめ鉄塔ですけれども、これは組合所有ということで記載されております。

鉄塔の工事そのものは東電が実施することになると思うのですけれども、この建設費の費用負担は、東京電力がやるのでしょうか、ここの施設がやるのでしょうか。

○川田富夫事務局長 売電に伴う鉄塔の設置ということですが、施設については東電の所有というふうなことで、その費用については組合側が支出するということになっております。

○2番 石井芳隆議員 ということは、鉄塔を立てていく。今まで敷地の中に立てられないよということだったのですが、今度広がったので、鉄塔が立つ位置が敷地の中にできるようになりました。そうすると、こちら側で立てて、次に橋を渡って海老名市側にしか、今、受電設備がないわけですね。川を越していくということになると、相当の高さになるというふうに思うんです。向こう側の海老名市側にも立てる必要があるのかなというふうに思うんですが、それも施設側が負担するんですか。

○川田富夫事務局長 鉄塔の設置につきまして、今、高圧の施設がございましては海老名市のららぽーとでございまして、そこから

こちらまで引いてくる費用については、組合が東電にお支払いして、東電が設置する形になります。

○2番 石井芳隆議員 もう時間がありませんから、鉄塔の権利は東電の所有、そうすると土地の使用料というのはもらえるわけですね。それが1つ。それから、設置後の維持管理とかそういう対応はどこがするのかとか、高圧の電線を引っ張らなければいけないわけです。あれはヘリコプターか何かでやるのですけれども、そういう施設費用、これも組合側でやるのでしょうか。その3つぐらい、ちょっとお聞かせ願いたいのです。

○川田富夫事務局長 設置までについては組合の費用となりますので、用地を取得して鉄塔を立てる、その用地費についても組合側で支払うというふうな形になると思います。また、組合の敷地に鉄塔を立てるというふうなことで、その部分の使用料をいただけるのかということですが、それについても今東電と協議しておりまして、東電側からのお話ですと、基本的に無償でその鉄塔のところを貸していただくのが前提ですというふうなお話もいただいております。今後そのような協議を進めていくような形になると思います。

また、維持管理につきましては、これは既に東電の持ち物となっておりますので、その先については東電側で維持管理していくような形になると思います。

○2番 石井芳隆議員 もう1つ、高さはどのぐらいになるんですか。

○川田富夫事務局長 現在の相模川の横断の幅からしますと、100メートルぐらいの鉄塔になるのではないかとというふうなお話をいただいております。

○2番 石井芳隆議員 大変な工事になろうと。そしてまた、煙突と同じような感じで100メートルの鉄塔が今度立つわけですね。その辺についても、まだ細かい説明も住民のほうには出ていなくて、鉄塔が立ちますよというぐらいのことしか出ておりません。やはりこういうことも市民の方に知らしめる部分でしょうし、理解をしてもらわなければいけ

ない部分だろうと思います。この辺についてまた詳しく説明をしてもらいながら、9月の説明会のときでも結構ですし、住民の方にちゃんとわかっているような方策をとっていただければというふうに思います。

次に、費用についてであります。施設の建設の試算が出ております。これでいきますと、粗大ごみと焼却施設を合わせて約200億円という形になって、維持管理とかそういうものは入らないでそのぐらいかかるということになっております。この辺は交付金も出ます。それから、一般財源として各構成市町村から出していただくようにもなっていますが、起債が、要するに借金するのが約120億円近い金額になるわけですね。まだこれからでしょうけれども、この償還の期間はどのぐらいを考えておられるのでしょうか。

○川田富夫事務局長 償還期間については15年を予定しております。

○2番 石井芳隆議員 もう終わりにいたします。今いろいろ聞かせていただきましたけれども、これから非常に大変な時期になってきているというふうに思いますので、今お話しさせていただいた内容についても、住民の方、それから市民、町民、村民の方にも十分理解していただけるような形と迅速な公表等々をしていただいて、みんながつくってこうよという大きな力になっていけるような形をとっていただくことをお願いしながら、今回の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○松田則康議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

○松田則康議長 日程6「報告第1号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました報告第1号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、ごみ中間処理施設整

備調査事業に係る予算の一部を翌年度へ逐次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告申し上げます。

以上でございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○松田則康議長 質疑に入ります。——別になければ、本件はこれで終わります。

○松田則康議長 日程7「議案第3号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第3号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添の審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため提案するものでございます。

平成28年度の厚木愛甲環境施設組合会計の歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が1億8576万7483円、歳出決算額が1億7096万9032円でございます。歳入歳出差引額は1479万8451円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源として、ごみ中間処理施設整備調査事業に係る継続費の逐次繰越の繰越財源が1456万2000円でありますので、実質収支額は23万6451円となりました。

歳入では、構成市町村からの分担金及び負担金が歳入全体の78.7%を占め、次いで国庫支出金が16%などとなっております。

また、歳出では、衛生費が歳出全体の53.7%を占め、次いで派遣職員給与費などの総務費が45.6%、議会費が0.7%となっております。

具体的な事業といたしましては、ごみ中間処理施設整備事業に係る環境影響予測評価実施計画書を作成して神奈川県に提出し、実施計画書の縦覧や説明会を開催したほか、事業

区域において測量調査を実施いたしました。

このほか、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の改定に伴い、清川村が最終処分場施設整備のために行ってきた事業の経費について対応を行いました。

以上、概要をご説明申し上げますが、既に提出いたしております「歳入歳出決算事項別明細書」及び「決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」のとおり、多くの成果を上げることができたものと考えております。

なお、監査委員の審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも財源の効率的な活用を図り、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○松田則康議長 質疑に入ります。なお、質疑の際はページをお示しください。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第3号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について」は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり認定されました。

○松田則康議長 日程8「議案第4号 監査委員の選任について」を議題といたします。

この際、岩澤敏雄議員を除斥いたします。

(岩澤敏雄議員退席)

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第4号 監査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、本組合監査委員のうち、組合議会議員から選任させていただいておりました小倉英嗣監査委員から退職したい旨の願い出があり、これを承認いたしましたことに伴いまして、後任の委員として、行政各般にわたり豊富な知識と経験をお持ちの岩澤敏雄議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び厚木愛甲環境施設組合格約第11条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○松田則康議長 質疑に入ります。――別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。――別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第4号 監査委員の選任について」は同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は同意することに決しました。

岩澤敏雄議員の除斥を解きます。

(岩澤敏雄議員復席)

ただいま監査委員選任の同意がありました岩澤敏雄議員からご挨拶があります。

○岩澤敏雄新監査委員 改めまして、皆さんこんにちは。ただいま監査委員に推挙されました清川村の岩澤と申します。何分にもこれから勉強させていただき、しっかりとした監査をしていきたい、このように思っておりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻、よろしく願いいたします。

○松田則康議長 前監査委員の小倉英嗣議員からご挨拶があります。

○小倉英嗣前監査委員 それでは、退任に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます

いと存じます。

昨年の8月議会におきまして、議員皆様方のご承認を賜りまして、監査委員に就任させていただきました。伊従代表監査委員と2人で、この1年間、務めさせていただいたところでございます。

監査結果でございますけれども、例月出納検査につきましても、それから決算審査につきましても、適正に処理がされておりまして、特に指摘をする事項はございませんでした。7月末をもって任期を全うさせていただくことができましたことは、皆様方のご協力によるものでございまして、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

むすびに、環境施設組合のさらなる前進と、ご臨席をいただいております皆様方のますますのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます。1年間大変お世話になりました。

ありがとうございました。

○松田則康議長 日程9「議員派遣について」を議題といたします。

本件につきましては、ごみ中間処理施設の整備・運営に関する調査のため、秦野市のはだのクリーンセンターに11月2日の1日、全議員を派遣することについて、会議規則第144条の規定により承認を求めるものであります。

お諮りいたします。本件について、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○松田則康議長 以上で本日の日程は終了い

たしました。

これをもちまして平成29年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時15分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

副議長 小 島 総一郎
議 長 松 田 則 康
議 員 松 本 樹 影
同 望 月 真 実